

2010年3月4日

国土交通大臣 前原 誠司 殿

氏名	
住所	

取扱い団体：自交総連

タクシー減車、運転者の労働条件改善を求める請願書

《請願主旨》

タクシー事業は、一昨年以来の世界不況の中で、大幅減収が毎月続くなど極めて深刻な現状にあります。運転者の賃金も、日常的に最低賃金を下回るような実態で、長時間労働による健康破壊や貧困化により医療費が払えず病院へも行けない運転者が増えるなどの異常事態まで発生しています。

こうした中で、昨年10月に施行されたタクシー活性化法にもとづき、すでに各特定地域では地域計画、特定事業計画の作成が進んでいます。

この法律は、タクシー事業の再生を図るために、新規参入や増車などの事業者・国民の営業の自由や権利に関わる部分もあえて規制をして、その目的を達成しようとするものです。それだけに、既存の事業者が減車を含めて自ら身を削る努力をしなければ、利用者・国民の理解が得られるものではありません。

その努力は、まずは事業者自身に求められなければなりません。それを監督・指導する行政の責任も重大です。

タクシーの安全確保のためには、供給過剰の是正、運転者の労働条件改善が不可欠であり、そのためには、減車が進むよう、あらゆる方面から行政努力をされるよう強く要請します。

《請願事項》

1. タクシー適正化・活性化特措法の特定地域で地域計画及び自主的・協調的な減車を含む特定事業計画が確実に実行されるよう、インセンティブ措置を含め指導・援助を強めること。
2. 地域協議会に参加せず、または計画を実行しない事業者、自動認可を下回る低額運賃を実施している事業者に対しては、その経営戦略が運転者の低劣な労働条件に依拠するものでないかを精査し、違法があれば処分すること。
3. 新監査基準にもとづき全国的に監査を強化し、とくに最低賃金法違反、社会保険未加入については、地域全体での是正を重視して厳正に対処すること。

以上